

阿波市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿波市地域公共交通活性化協議会規約第12条第4項の規定に基づき阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局の事務局長及び事務局員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務局長 阿波市企画総務部長
- (2) 事務局次長 阿波市企画総務部企画総務課長
- (3) 事務局員 阿波市企画総務部企画総務課の職員

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、阿波市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等に関し必要な事項については、阿波市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
阿波市地域 公共交通活性化協議会 会長の印	会長の印 性化協議会 公共交通活 阿波市地域	古印体	21×21 (ミメートル)	会長名を もって発 する文書	1	事務局長